

福井市岡保地区社会福祉協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、福井市岡保地区社会福祉協議会という。

第2条 本会の事務所は、岡保公民館内に置く。

(目的及び事業)

第3条 本会は、健康で文化的な楽しい生活を営むことができるように、地区住民が相協力して地域全体の福祉を増進し、明るく豊かな住みよい町づくりに貢献することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

1. 地域住民の福祉に関する調査研究及び総合的企画
2. 地域の福祉活動に関する住民の理解と関心を高めるための啓蒙宣伝
3. 老人福祉に関する事業
4. 児童福祉に関する事業
5. 心身障害者福祉に関する事業
6. 保健福祉に関する事業
7. 生活改善に関する事業
8. 地域住民の福祉を目的とする各種団体の活動助成と事業の調整
9. 市社会福祉協議会との連絡・提携
10. 共同募金運動の推進
11. その他本会の目的達成に必要な事業

(組 織)

第5条 本会は、岡保地区内の社会福祉関係の各種団体及びその関係者を持って組織する。

第6条 本会の事業推進のために、委員会又は部会を置くことができる。

(役 員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	4 名以内（自治会連合会代表 1 名を含める）
事務局長	1 名
庶 務	若干名
会 計	1 名
理 事	若干名
監 事	2 名（自治会連合会監事）

(役員の選出及び任務)

第8条 会長・副会長・事務局長・庶務及び理事・監事は役員会において選出する。

- 第9条
1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
 3. 事務局長は、会長の命を受け事務を処理する。
 4. 庶務・会計は事務局長の指示によりその職務を処理する。

5. 監事は、会計を監査し役員会に報告する。

(役員任期)

- 第10条 1. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。なお、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
2. 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。団体その他の代表者または、公務員であるゆえをもって役員に就任した場合は、その在任期間とする。

(代議員)

- 第11条 1. 本会には代議員を置く。
2. 代議員は、各自治会長1名ずつとし、会長が委嘱する。
3. 代議員任期は、各自治会長在任中とする。

(顧問)

- 第12条 1. 本会には、顧問を置くことができる。
2. 顧問は、役員会に諮り会長が委嘱する。任期は第10条の規定を準用する。
3. 顧問は、本会の重要な事項について会長の諮問に応える。

(会議)

- 第13条 1. 会議は執行部会、役員会(理事・監事)、総会(役員・代議員)とする。
2. 執行部会は、適宜開催し、役員会等の素案を作り事業推進の中枢に当たる。
3. 役員会は、必要に応じ随時これを開催する。
4. 総会は年1回これを開く。
5. 会議は会長が召集する。

第14条 役員会において行う事項は、次のとおりとする。

1. 事業報告及び決算の承認
2. 総会に付議する事項
3. 事業推進に関する事項
4. 会長・副会長・事務局長・庶務・会計及び理事・監事の選出
5. 規約の改正に関する事項
6. その他、会長が必要と認めた事項

第15条 総会において行う事項は、次のとおりとする。

1. 事業報告及び決算の報告
2. 事業計画及び予算の承認
3. 規約の改正の承認
4. その他、会長が必要と認めた事項

(会計)

第16条 本会の会計は、会費・寄付金・補助金その他の収入をもってこれに充てる。

第17条 本会に、特別会計を設けることができる。

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(内規)

第19条 この規約を運用するため、役員会で必要と認めた事項について内規を定めることができる。

付 則

1. この規約に必要な規定は理事会の議決を経て会長が定める。
2. この規約は昭和38年10月から施行する。
昭和63年5月20日一部改正、施行する。
平成6年6月21日一部改正、施行する。
平成17年5月20日一部改正、施行する。
平成23年5月14日一部改正、施行する。
平成24年5月18日一部改正、施行する。
平成28年5月19日一部改正、施行する。

岡保地区社会福祉協議会内規

本会の内規を、次のように定める。

1. 規約第6条の委員会は次のとおりとする。
 - (1) 岡保地区自治会型デイホーム運営委員会
 - (2) 食事サービス事業運営委員会
 - (3) 岡保地区社協50周年記念事業実行委員会
2. 岡保地区自治会型デイホームに『あったかサロン』の愛称をつける。

附 則

1. この内規は平成24年5月18日より施行する。